

税務・会計便り

～仕入税額控除を受けるために必要なこと～

消費税について仕入税額控除を受けるためには、帳簿に以下のことを記載する必要があります。

※仕入税額控除とは、仕入や経費に含まれている消費税のことです。消費税は、売上に含まれている消費税から、仕入や経費として支払った消費税を差し引いた金額を納めることとなります。この時差し引く消費税のことが仕入税額控除です。



- ① 仕入れの相手方の氏名や名称
- ② 仕入れを行った年月日
- ③ 仕入れに係る資産や役務の名称
- ④ 仕入れに係る支払対価の額

つまり、「誰から」「いつ」「何を」「いくらで」買ったかを記載しなくてはなりません。

例えばスーパーのレシート等はこれらの情報が全て記載されているため問題ありません。

しかし中古品を不特定多数の方から買い取るような業種の方の場合相手方を特定出来ない時には消費税の仕入税額控除が認められず、納める消費税が増えることがあります。税務調査にて指摘された場合、追加で納める罰金や延滞税も発生します。

ただし、**相手方の氏名や名称や略称等が記載されている取引先名簿が備え付けられているなどにより相手方が特定できる場合は仕入税額控除が認められる**ので、不特定多数の方から購入する場合は免許証のコピーをとっておくなどして相手方を特定できるようにしておきましょう。



もし、免許証のコピーなどを断られた場合は買取価格のうち消費税額分を当社が負担することになるため買取価格を消費税分下げるなどの対策をしましょう。



<http://www.sugiura-kaikei.jp>

税理士法人 杉浦経営会計事務所 (0587)23-3100